

令和4年度

—公共測量— 作業規程の準則の改正

第5編 応用測量

新旧対照表

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																
第5編 応用測量	第5編 応用測量																																																																																	
第1章 通則	第1章 通則																																																																																	
第1節 要旨	第1節 要旨																																																																																	
<p>(要旨)</p> <p>第615条 この編は、応用測量の作業方法等を定める。</p> <p>2 「応用測量」とは、道路、河川、公園等の計画、調査、実施設計、用地取得、管理等に用いられる測量をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第538条 本編は、応用測量の作業方法等を定める。</p> <p>2 「応用測量」とは、道路、河川、公園等の計画、調査、実施設計、用地取得、管理等に用いられる測量をいう。</p>	表現の適正化																																																																																
<p>(応用測量の区分)</p> <p>第616条 応用測量は、目的によって次のとおり区分するものとする。</p> <p>一 路線測量</p> <p>二 河川測量</p> <p>三 用地測量</p> <p>四 その他の応用測量</p> <p>2 応用測量は、建設事業に付随する測量ごとに、必要に応じて路線測量、<u>河川測量、用地測量及びその他の応用測量</u>を行うものとする。</p>	<p>(応用測量の区分)</p> <p>第539条 応用測量は、目的によって次のとおり区分するものとする。</p> <p>一 路線測量</p> <p>二 河川測量</p> <p>三 用地測量</p> <p>四 その他の応用測量</p> <p>2 応用測量は、建設事業に付随する測量ごとに、必要に応じて路線測量、<u>河川測量及び用地測量並びにその他の測量</u>を行うものとする。</p>	表現の適正化																																																																																
<p>(使用する成果)</p> <p>第617条 応用測量は、基本測量成果に加え、基準点測量、水準測量、地形測量及び写真測量の成果を使用して行うものとする。ただし、基準点測量成果等が必要な場合には、当該測量を実施し、必要な成果を取得して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により基準点測量を実施する場合は、第2編第2章の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定により水準測量を実施する場合は、第2編第3章及び第4章の規定を準用する。</p> <p>4 第1項の規定により地形測量及び写真測量を実施する場合は、<u>第3編及び第4編</u>の規定を準用する。</p>	<p>(使用する成果)</p> <p>第540条 応用測量は、基本測量成果に加え、基準点測量、水準測量、地形測量及び写真測量の成果を使用して行うものとする。ただし、基準点測量成果等が必要な場合には、当該測量を実施し、必要な成果を取得して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により基準点測量を実施する場合は、第2編第2章の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定により水準測量を実施する場合は、第2編第3章及び第4章の規定を準用する。</p> <p>4 第1項の規定により地形測量及び写真測量を実施する場合は、<u>第3編</u>の規定を準用する。</p> <p>5 第1項の規定により三次元点群測量を実施する場合は、<u>第4編</u>の規定を準用する。</p>	変更 削除																																																																																
<p>(機器)</p> <p>第618条 観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの、又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="142 1136 1294 1822"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td rowspan="6">別表1による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水準測量作業用電卓</td> <td>————</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼巻尺</td> <td>JIS 1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス繊維製巻尺</td> <td>JIS1種 1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箱尺</td> <td></td> <td>目盛が明瞭で、接合が正確であること</td> </tr> <tr> <td>音響測深機</td> <td>測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レッド</td> <td></td> <td>1kg (標準)</td> </tr> <tr> <td>ロッド</td> <td></td> <td>2m (標準) 継ぎたし可能</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーロープ</td> <td>φ4mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	備 考	3級トータルステーション	別表1による		2級GNSS測量機		3級セオドライト		測距儀		3級レベル		2級標尺		水準測量作業用電卓	————		鋼巻尺	JIS 1級		ガラス繊維製巻尺	JIS1種 1級		箱尺		目盛が明瞭で、接合が正確であること	音響測深機	測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上		レッド		1kg (標準)	ロッド		2m (標準) 継ぎたし可能	ワイヤーロープ	φ4mm		<p>(機器)</p> <p>第541条 観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの、又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1481 1136 2632 1822"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td rowspan="6">別表1による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水準測量作業用電卓</td> <td>————</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼巻尺</td> <td>JIS 1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス繊維製巻尺</td> <td>JIS1種 1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箱尺</td> <td></td> <td>目盛が明瞭で、接合が正確であること</td> </tr> <tr> <td>音響測深機</td> <td>測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レッド</td> <td></td> <td>1kg (標準)</td> </tr> <tr> <td>ロッド</td> <td></td> <td>2m (標準) 継ぎたし可能</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーロープ</td> <td>φ4mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	備 考	3級トータルステーション	別表1による		2級GNSS測量機		3級セオドライト		測距儀		3級レベル		2級標尺		水準測量作業用電卓	————		鋼巻尺	JIS 1級		ガラス繊維製巻尺	JIS1種 1級		箱尺		目盛が明瞭で、接合が正確であること	音響測深機	測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上		レッド		1kg (標準)	ロッド		2m (標準) 継ぎたし可能	ワイヤーロープ	φ4mm		
機 器	性 能	備 考																																																																																
3級トータルステーション	別表1による																																																																																	
2級GNSS測量機																																																																																		
3級セオドライト																																																																																		
測距儀																																																																																		
3級レベル																																																																																		
2級標尺																																																																																		
水準測量作業用電卓	————																																																																																	
鋼巻尺	JIS 1級																																																																																	
ガラス繊維製巻尺	JIS1種 1級																																																																																	
箱尺		目盛が明瞭で、接合が正確であること																																																																																
音響測深機	測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上																																																																																	
レッド		1kg (標準)																																																																																
ロッド		2m (標準) 継ぎたし可能																																																																																
ワイヤーロープ	φ4mm																																																																																	
機 器	性 能	備 考																																																																																
3級トータルステーション	別表1による																																																																																	
2級GNSS測量機																																																																																		
3級セオドライト																																																																																		
測距儀																																																																																		
3級レベル																																																																																		
2級標尺																																																																																		
水準測量作業用電卓	————																																																																																	
鋼巻尺	JIS 1級																																																																																	
ガラス繊維製巻尺	JIS1種 1級																																																																																	
箱尺		目盛が明瞭で、接合が正確であること																																																																																
音響測深機	測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上																																																																																	
レッド		1kg (標準)																																																																																
ロッド		2m (標準) 継ぎたし可能																																																																																
ワイヤーロープ	φ4mm																																																																																	
<p>(機器の点検及び調整)</p> <p>第619条 観測に使用する機器の点検及び調整については、第36条及び第63条の規定を準用する。</p>	<p>(機器の点検及び調整)</p> <p>第542条 観測に使用する機器の点検及び調整については、第36条及び第63条の規定を準用する。</p>																																																																																	
<p>(計算結果の表示単位)</p>	<p>(計算結果の表示単位)</p>																																																																																	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																																																																																																																																																																																
<p>第620条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては第681条第6項の規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="320 220 1115 365"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向角</th> <th>距離</th> <th>標高</th> <th>座標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位</td> <td>秒</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>1</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 計算を計算機で行う場合は、前項に規定する位以上の計算精度を確保し、計算結果は、前項に規定する位の次の位において四捨五入するものとする。</p> <p>3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求める場合は、ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>	区分	方向角	距離	標高	座標値	単位	秒	m	m	m	位	1	0.001	0.001	0.001	<p>第543条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては第604条第6項の規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1662 220 2457 365"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向角</th> <th>距離</th> <th>標高</th> <th>座標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位</td> <td>秒</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>1</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 計算を計算機で行う場合は、前項に規定する位以上の計算精度を確保し、計算結果は、前項に規定する位の次の位において四捨五入するものとする。</p> <p>3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求めた場合は、ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>	区分	方向角	距離	標高	座標値	単位	秒	m	m	m	位	1	0.001	0.001	0.001	<p>変更</p> <p>表現の適正化</p>																																																																																																																																																																																																																		
区分	方向角	距離	標高	座標値																																																																																																																																																																																																																																														
単位	秒	m	m	m																																																																																																																																																																																																																																														
位	1	0.001	0.001	0.001																																																																																																																																																																																																																																														
区分	方向角	距離	標高	座標値																																																																																																																																																																																																																																														
単位	秒	m	m	m																																																																																																																																																																																																																																														
位	1	0.001	0.001	0.001																																																																																																																																																																																																																																														
<p>(標杭の材質、寸法等)</p> <p>第621条 使用する標杭の材質、寸法等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 630 1285 1667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材質</th> <th>杭の表示色</th> <th>寸法(単位cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役 杭</td> <td>木</td> <td>青</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>青</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>I P 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>青</td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>中 心 杭</td> <td>木</td> <td>赤</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>引 照 点 杭</td> <td>木</td> <td>白</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>白</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>仮 B M 杭</td> <td>木</td> <td>プラスチック杭の場合</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>は黒色又は灰色</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>縦 断 変 化 点 杭</td> <td>木</td> <td>赤</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>見 通 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>用 地 幅 杭</td> <td>木</td> <td>黄</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>黄</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>距 離 標</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>12×12×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>水 準 基 標</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>水 際 杭</td> <td>木</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×70</td> </tr> <tr> <td>復 元 杭</td> <td>木</td> <td></td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>境 界 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>黄</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>補 助 基 準 点 杭</td> <td>木</td> <td>プラスチック杭の場合</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>は黒色又は灰色</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>用 地 境 界 仮 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>赤</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>用 地 境 界 杭</td> <td>コンクリート</td> <td>赤</td> <td>12×12×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>保 護 杭</td> <td>木</td> <td>本杭と同色</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>7×7×60</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項のほか形状、品質等は、JIS規格を標準とする。</p> <p>3 標杭を設置する位置の状況により、金属標、標識プレート、十字鋸、測量くぎ等を使用することができる。ただし、測量くぎは、JIS規格を標準とする。</p> <p>4 標杭には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p>	名称	材質	杭の表示色	寸法(単位cm)	役 杭	木	青	9×9×75		プラスチック	青	9×9×70	I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90	中 心 杭	木	赤	6×6×60		プラスチック	赤	7×7×60	引 照 点 杭	木	白	9×9×75		プラスチック	白	9×9×70	仮 B M 杭	木	プラスチック杭の場合	9×9×75		プラスチック	は黒色又は灰色	9×9×70	縦 断 変 化 点 杭	木	赤	6×6×60		プラスチック	赤	7×7×60	見 通 杭	木・プラスチック	白	4.5×4.5×45	用 地 幅 杭	木	黄	6×6×60		プラスチック	黄	7×7×60	距 離 標	コンクリート		12×12×90		プラスチック		9×9×90	水 準 基 標	コンクリート		9×9×70		プラスチック		9×9×70	水 際 杭	木	白	4.5×4.5×90		プラスチック	白	4.5×4.5×70	復 元 杭	木		4.5×4.5×45	境 界 杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45	補 助 基 準 点 杭	木	プラスチック杭の場合	6×6×60		プラスチック	は黒色又は灰色	7×7×60	用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45	用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90		プラスチック	赤	9×9×90	保 護 杭	木	本杭と同色	6×6×60		プラスチック		7×7×60	<p>(標杭の材質、寸法等)</p> <p>第544条 使用する標杭の材質、寸法等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1492 630 2626 1667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材質</th> <th>杭の表示色</th> <th>寸法(単位cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役 杭</td> <td>木</td> <td>青</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>青</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>I P 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>青</td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>中 心 杭</td> <td>木</td> <td>赤</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>引 照 点 杭</td> <td>木</td> <td>白</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>白</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>仮 B M 杭</td> <td>木</td> <td>プラスチック杭の場合</td> <td>9×9×75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>は黒色又は灰色</td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>縦 断 変 化 点 杭</td> <td>木</td> <td>赤</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>見 通 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>用 地 幅 杭</td> <td>木</td> <td>黄</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>黄</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>距 離 標</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>12×12×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>水 準 基 標</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>9×9×70</td> </tr> <tr> <td>水 際 杭</td> <td>木</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>白</td> <td>4.5×4.5×70</td> </tr> <tr> <td>復 元 杭</td> <td>木</td> <td></td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>境 界 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>黄</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>補 助 基 準 点 杭</td> <td>木</td> <td>プラスチック杭の場合</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>は黒色又は灰色</td> <td>7×7×60</td> </tr> <tr> <td>用 地 境 界 仮 杭</td> <td>木・プラスチック</td> <td>赤</td> <td>4.5×4.5×45</td> </tr> <tr> <td>用 地 境 界 杭</td> <td>コンクリート</td> <td>赤</td> <td>12×12×90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td>赤</td> <td>9×9×90</td> </tr> <tr> <td>保 護 杭</td> <td>木</td> <td>本杭と同色</td> <td>6×6×60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック</td> <td></td> <td>7×7×60</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項のほか形状、品質等は、JIS規格を標準とする。</p> <p>3 標杭を設置する位置の状況により、金属標、標識プレート、十字鋸、測量くぎ等を使用することができる。なお、測量くぎは、JIS規格を標準とする。</p> <p>4 標杭には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p>	名称	材質	杭の表示色	寸法(単位cm)	役 杭	木	青	9×9×75		プラスチック	青	9×9×70	I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90	中 心 杭	木	赤	6×6×60		プラスチック	赤	7×7×60	引 照 点 杭	木	白	9×9×75		プラスチック	白	9×9×70	仮 B M 杭	木	プラスチック杭の場合	9×9×75		プラスチック	は黒色又は灰色	9×9×70	縦 断 変 化 点 杭	木	赤	6×6×60		プラスチック	赤	7×7×60	見 通 杭	木・プラスチック	白	4.5×4.5×45	用 地 幅 杭	木	黄	6×6×60		プラスチック	黄	7×7×60	距 離 標	コンクリート		12×12×90		プラスチック		9×9×90	水 準 基 標	コンクリート		9×9×70		プラスチック		9×9×70	水 際 杭	木	白	4.5×4.5×90		プラスチック	白	4.5×4.5×70	復 元 杭	木		4.5×4.5×45	境 界 杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45	補 助 基 準 点 杭	木	プラスチック杭の場合	6×6×60		プラスチック	は黒色又は灰色	7×7×60	用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45	用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90		プラスチック	赤	9×9×90	保 護 杭	木	本杭と同色	6×6×60		プラスチック		7×7×60	<p>表現の適正化</p>
名称	材質	杭の表示色	寸法(単位cm)																																																																																																																																																																																																																																															
役 杭	木	青	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	青	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
中 心 杭	木	赤	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
引 照 点 杭	木	白	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	白	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
仮 B M 杭	木	プラスチック杭の場合	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	は黒色又は灰色	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
縦 断 変 化 点 杭	木	赤	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
見 通 杭	木・プラスチック	白	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 幅 杭	木	黄	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	黄	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
距 離 標	コンクリート		12×12×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
水 準 基 標	コンクリート		9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
水 際 杭	木	白	4.5×4.5×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	白	4.5×4.5×70																																																																																																																																																																																																																																															
復 元 杭	木		4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
境 界 杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
補 助 基 準 点 杭	木	プラスチック杭の場合	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	は黒色又は灰色	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
保 護 杭	木	本杭と同色	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
名称	材質	杭の表示色	寸法(単位cm)																																																																																																																																																																																																																																															
役 杭	木	青	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	青	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
中 心 杭	木	赤	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
引 照 点 杭	木	白	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	白	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
仮 B M 杭	木	プラスチック杭の場合	9×9×75																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	は黒色又は灰色	9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
縦 断 変 化 点 杭	木	赤	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
見 通 杭	木・プラスチック	白	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 幅 杭	木	黄	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	黄	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
距 離 標	コンクリート		12×12×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
水 準 基 標	コンクリート		9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		9×9×70																																																																																																																																																																																																																																															
水 際 杭	木	白	4.5×4.5×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	白	4.5×4.5×70																																																																																																																																																																																																																																															
復 元 杭	木		4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
境 界 杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
補 助 基 準 点 杭	木	プラスチック杭の場合	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	は黒色又は灰色	7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45																																																																																																																																																																																																																																															
用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック	赤	9×9×90																																																																																																																																																																																																																																															
保 護 杭	木	本杭と同色	6×6×60																																																																																																																																																																																																																																															
	プラスチック		7×7×60																																																																																																																																																																																																																																															
<p>第2節 製品仕様書の記載事項</p> <p>(製品仕様書)</p>	<p>第2節 製品仕様書の記載事項</p> <p>(製品仕様書)</p>																																																																																																																																																																																																																																																	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																												
<p>第622条 製品仕様書は、当該応用測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>	<p>第545条 製品仕様書は、当該応用測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>																																													
第2章 路線測量	第2章 路線測量																																													
<p>第1節 要旨</p>	<p>第1節 要旨</p>																																													
<p>(要旨) 第623条 「路線測量」とは、線状築造物建設のための調査、計画、実施設計等に用いられる測量をいう。 2 「線状築造物」とは、道路、水路等幅に比べて延長の長い構築物をいう。</p>	<p>(要旨) 第546条 「路線測量」とは、線状築造物建設のための調査、計画、実施設計等に用いられる測量をいう。 2 「線状築造物」とは、道路、水路等幅に比べて延長の長い構築物をいう。</p>																																													
<p>(路線測量の細分) 第624条 路線測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 線形決定 三 中心線測量 四 仮BM設置測量 五 縦断測量 六 横断測量 七 詳細測量 八 用地幅杭設置測量 	<p>(路線測量の細分) 第547条 路線測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 線形決定 三 中心線測量 四 仮BM設置測量 五 縦断測量 六 横断測量 七 詳細測量 八 用地幅杭設置測量 																																													
<p>第2節 作業計画</p>	<p>第2節 作業計画</p>																																													
<p>(要旨) 第625条 作業計画は、第11条の規定によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成するものとする。</p>	<p>(要旨) 第548条 作業計画は、第11条の規定によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成するものとする。</p>																																													
<p>第3節 線形決定</p>	<p>第3節 線形決定</p>																																													
<p>(要旨) 第626条 「線形決定」とは、路線選定の結果に基づき、<u>地形図上で</u>交点（以下「IP」という。）の位置を座標として定め、線形図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第549条 「線形決定」とは、路線選定の結果に基づき、<u>地形図上の</u>交点（以下「IP」という。）の位置を座標として定め、線形図データファイルを作成する作業をいう。</p>	表現の適正化																																												
<p>(方法) 第627条 線形決定は、地図情報レベル1000以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案して行うものとする。 2 設計条件となる点（以下「条件点」という。）の座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により求めるものとする。 3 条件点の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる場合は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="273 1518 1166 1661"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水平角観測</th> <th>鉛直角観測</th> <th>距離測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方法</td> <td>1対回</td> <td>0.5対回</td> <td>2回測定</td> </tr> <tr> <td>較差の許容範囲</td> <td>40"</td> <td>—</td> <td>5mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、2セット行うものとし、使用衛星数、<u>較差</u>の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="118 1772 1320 1976"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方法	1対回	0.5対回	2回測定	較差の許容範囲	40"	—	5mm	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	<p>(方法) 第550条 線形決定は、地図情報レベル1000以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案して行うものとする。 2 設計条件となる点（以下「条件点」という。）の座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により求めるものとする。 3 条件点の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる場合は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="1614 1518 2507 1661"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水平角観測</th> <th>鉛直角観測</th> <th>距離測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方法</td> <td>1対回</td> <td>0.5対回</td> <td>2回測定</td> </tr> <tr> <td>較差の許容範囲</td> <td>40"</td> <td>—</td> <td>5mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、2セット行うものとし、使用衛星数及び<u>較差</u>の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1460 1772 2662 1976"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方法	1対回	0.5対回	2回測定	較差の許容範囲	40"	—	5mm	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	表現の適正化
区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定																																											
方法	1対回	0.5対回	2回測定																																											
較差の許容範囲	40"	—	5mm																																											
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																										
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																										
区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定																																											
方法	1対回	0.5対回	2回測定																																											
較差の許容範囲	40"	—	5mm																																											
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																										
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																										

改正案		現行（令和2年3月31日改正）		コメント																				
<p>摘要</p> <p>GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p>		<p>摘要</p> <p>GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p>																						
<p>三 前号において1セット目の観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、1セット目の観測結果を採用値とし、2セット目の観測結果は点検値とする。</p> <p>四 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による点検測定の観測回数は1セットとする。</p> <p>4 ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。</p> <p>5 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。ただし、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。</p> <p>ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。</p> <p>ハ 既知点での観測は、第3項第二号及び第三号の規定を準用する。</p> <p>ニ 既知点成果値及び観測値を比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。</p> <p>二 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。</p> <p>イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 平面直角座標で行うことを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>ロ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 標高を用いることを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>三 座標補正の点検は、水平距離及び標高差（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。</p> <p>ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。</p> <p>ハ イ及びロの較差により点検を行う。較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検距離</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m 以上</td> <td>点検距離の 1/10,000</td> </tr> <tr> <td>500m 未満</td> <td>50mm</td> </tr> </tbody> </table>	点検距離	許容範囲	500m 以上	点検距離の 1/10,000	500m 未満	50mm	<p>三 前号において1セット目の観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、1セット目の観測結果を採用値とし、2セット目の観測結果は点検値とする。</p> <p>四 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による点検測定の観測回数は1セットとする。</p> <p>4 ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。</p> <p>5 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。なお、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。</p> <p>ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。</p> <p>ハ 既知点での観測は、第3項第二号及び第三号の規定を準用する。</p> <p>ニ 既知点成果値と観測値を比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。</p> <p>二 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。</p> <p>イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 平面直角座標で行うことを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>ロ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 標高を用いることを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>三 座標補正の点検は、水平距離と標高差（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。</p> <p>ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。</p> <p>ハ イとロの較差により点検を行う。較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検距離</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m 以上</td> <td>点検距離の 1/10,000</td> </tr> <tr> <td>500m 未満</td> <td>50mm</td> </tr> </tbody> </table>	点検距離	許容範囲	500m 以上	点検距離の 1/10,000	500m 未満	50mm	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>										
点検距離	許容範囲																							
500m 以上	点検距離の 1/10,000																							
500m 未満	50mm																							
点検距離	許容範囲																							
500m 以上	点検距離の 1/10,000																							
500m 未満	50mm																							
<p>6 線形図データファイルは、計算等により求めた主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。</p> <p>7 点検測量は、条件点間の距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。</p> <p>8 前項において条件点間の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差又はTSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差により点検する。ただし、座標値により点検する場合の点間距離Sは、採用値及び点検値のうち短い距離を使用するものとする。</p> <p>9 第7項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30m 未満</td> <td>10mm</td> <td>15mm</td> <td rowspan="2">Sは点間距離の計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</td> </tr> <tr> <td>30m 以上</td> <td>S/3,000</td> <td>S/2,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平地	山地	備考	30m 未満	10mm	15mm	Sは点間距離の 計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。	30m 以上	S/3,000	S/2,000	<p>6 線形図データファイルは、計算等により求めた主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。</p> <p>7 点検測量は、条件点間の距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。</p> <p>8 前項において条件点間の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差又はTSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差により点検する。ただし、座標値により点検する場合の点間距離Sは、採用値及び点検値のうち短い距離を使用するものとする。</p> <p>9 第7項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30m 未満</td> <td>10mm</td> <td>15mm</td> <td rowspan="2">Sは点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>30m 以上</td> <td>S/3,000</td> <td>S/2,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平地	山地	備考	30m 未満	10mm	15mm	Sは点間距離の 計算値	30m 以上	S/3,000	S/2,000	<p>追加</p>
区分	平地	山地	備考																					
30m 未満	10mm	15mm	Sは点間距離の 計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。																					
30m 以上	S/3,000	S/2,000																						
区分	平地	山地	備考																					
30m 未満	10mm	15mm	Sは点間距離の 計算値																					
30m 以上	S/3,000	S/2,000																						

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																
<p>10 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p> <p>（IPの設置）</p> <p>第628条 現地に直接IPを設置する必要がある場合は、次により行うものとする。</p> <p>一 線形決定により定められた座標値を持つIPは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置するものとする。</p> <p>二 前号によらないIPは、周囲の状況を勘案して、現地に直接設置するものとする。この場合において、IPの座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき放射法等により求めるものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>三 IPには、標杭を設置する。</p> <p>2 IPの観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 前項第一号において、TS等を用いる場合は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="252 562 1190 716"> <tr> <td>区 分</td> <td>水平角観測</td> <td>鉛直角観測</td> <td>距離測定</td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td>0.5 対回</td> <td>0.5 対回</td> <td>2 回測定</td> </tr> <tr> <td>較差の許容範囲</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5 mm</td> </tr> </table> <p>二 前項第二号において、TS等による場合は、前条第3項第一号の規定を準用する。</p> <p>三 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、前条第3項第二号から第四号<u>まで</u>、第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>3 点検測量は、IPの点間距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。ただし、IPの点間距離が直接測定できない場合は、前条第8項の規定を準用する。</p> <p>4 前項の較差の許容範囲は、前条第9項の規定を準用する。</p> <p>5 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定	較差の許容範囲	—	—	5 mm	<p>10 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p> <p>（IPの設置）</p> <p>第551条 現地に直接IPを設置する必要がある場合は、次により行うものとする。</p> <p>一 線形決定により定められた座標値を持つIPは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置するものとする。</p> <p>二 前号によらないIPは、周囲の状況を勘案して、現地に直接設置するものとする。この場合において、IPの座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき放射法等により求めるものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>三 IPには、標杭を設置する。</p> <p>2 IPの観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 前項第一号において、TS等を用いる場合は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1593 562 2531 716"> <tr> <td>区 分</td> <td>水平角観測</td> <td>鉛直角観測</td> <td>距離測定</td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td>0.5 対回</td> <td>0.5 対回</td> <td>2 回測定</td> </tr> <tr> <td>較差の許容範囲</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5 mm</td> </tr> </table> <p>二 前項第二号において、TS等による場合は、前条第3項第一号の規定を準用する。</p> <p>三 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、前条第3項第二号から第四号、<u>第4項及び第5項の規定を準用する。</u></p> <p>3 点検測量は、IPの点間距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。ただし、IPの点間距離が直接測定できない場合は、前条第8項の規定を準用する。</p> <p>4 前項の較差の許容範囲は、前条第9項の規定を準用する。</p> <p>5 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定	較差の許容範囲	—	—	5 mm	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>								
区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定																															
方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定																															
較差の許容範囲	—	—	5 mm																															
区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定																															
方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定																															
較差の許容範囲	—	—	5 mm																															
<p>第4節 中心線測量</p>	<p>第4節 中心線測量</p>																																	
<p>（要 旨）</p> <p>第629条 「中心線測量」とは、主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>（要 旨）</p> <p>第552条 「中心線測量」とは、主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する作業をいう。</p>																																	
<p>（方 法）</p> <p>第630条 主要点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点等に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>2 中心点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点、IP及び主要点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>3 中心点を設置する間隔は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="376 1438 1065 1759"> <tr> <td colspan="2">種 別</td> <td>間 隔</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道 路</td> <td>計画調査</td> <td>100m又は50m</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河 川</td> <td>計画調査</td> <td>100m又は50m</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>20m又は50m</td> </tr> <tr> <td>海 岸</td> <td>実施設計</td> <td>20m又は50m</td> </tr> </table> <p>4 <u>主要点及び中心点（以下「中心点等」という。）の観測は</u>、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 TS等を用いる場合は、<u>第628条第2項第一号</u>の規定を準用する。</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、<u>第627条第3項第二号から第四号まで</u>、第4項及び第5項の規定を準用する。</p>	種 別		間 隔	道 路	計画調査	100m又は50m	実施設計	20m	河 川	計画調査	100m又は50m	実施設計	20m又は50m	海 岸	実施設計	20m又は50m	<p>（方 法）</p> <p>第553条 主要点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点等に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>2 中心点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点、IP及び主要点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。</p> <p>3 中心点を設置する間隔は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1718 1438 2407 1759"> <tr> <td colspan="2">種 別</td> <td>間 隔</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道 路</td> <td>計画調査</td> <td>100m又は50m</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河 川</td> <td>計画調査</td> <td>100m又は50m</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>20m又は50m</td> </tr> <tr> <td>海 岸</td> <td>実施設計</td> <td>20m又は50m</td> </tr> </table> <p>4 <u>中心点の観測は</u>、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 TS等を用いる場合は、<u>第551条第2項第一号</u>の規定を準用する。</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、<u>第550条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。</u></p>	種 別		間 隔	道 路	計画調査	100m又は50m	実施設計	20m	河 川	計画調査	100m又は50m	実施設計	20m又は50m	海 岸	実施設計	20m又は50m	<p>表現の適正化</p> <p>変更</p>
種 別		間 隔																																
道 路	計画調査	100m又は50m																																
	実施設計	20m																																
河 川	計画調査	100m又は50m																																
	実施設計	20m又は50m																																
海 岸	実施設計	20m又は50m																																
種 別		間 隔																																
道 路	計画調査	100m又は50m																																
	実施設計	20m																																
河 川	計画調査	100m又は50m																																
	実施設計	20m又は50m																																
海 岸	実施設計	20m又は50m																																

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																						
<p>5 線形地形図データファイルは、地形図データに主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。</p> <p>6 点検測量は、隣接する中心点等の点間距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。</p> <p>7 前項において、中心点等の距離が、直接測定ができない場合は、<u>第6.2.7条第8項</u>の規定を準用する。</p> <p>8 第6項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="201 296 1237 573"> <thead> <tr> <th>距離 \ 区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m未満</td> <td>10 mm</td> <td>20 mm</td> <td rowspan="2">Sは点間距離の<u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u></td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 計画機関が指示する縦断変化点の設置は、中心点の設置を準用する。</p> <p>10 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	距離 \ 区分	平地	山地	備考	20m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の <u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u>	20m以上	S/2,000	S/1,000	<p>5 線形地形図データファイルは、地形図データに主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。</p> <p>6 点検測量は、隣接する中心点等の点間距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。</p> <p>7 前項において中心点間等の距離が、直接測定ができない場合は、<u>第5.5.0第8項</u>の規定を準用する。</p> <p>8 第6項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 296 2582 480"> <thead> <tr> <th>距離 \ 区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m未満</td> <td>10 mm</td> <td>20 mm</td> <td rowspan="2">Sは点間距離の<u>計算値</u></td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 計画機関が指示する縦断変化点の設置は、中心点の設置を準用する。</p> <p>10 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	距離 \ 区分	平地	山地	備考	20m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の <u>計算値</u>	20m以上	S/2,000	S/1,000	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>表現の適正化</p>
距離 \ 区分	平地	山地	備考																					
20m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の <u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u>																					
20m以上	S/2,000	S/1,000																						
距離 \ 区分	平地	山地	備考																					
20m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の <u>計算値</u>																					
20m以上	S/2,000	S/1,000																						
<p>（標杭の設置）</p> <p><u>第6.3.1条</u> 主要点には役杭を、中心点には中心杭を設置する。</p> <p>2 役杭には、必要に応じて引照点杭又は保護杭を設置する。</p> <p>3 役杭及び中心杭には、識別のための名称等を記入する。</p> <p>4 引照点杭を設置した場合は、引照点図を作成する。</p>	<p>（標杭の設置）</p> <p><u>第5.5.4条</u> 主要点には役杭を、中心点には中心杭を設置する。</p> <p>2 役杭には、必要に応じて引照点杭又は保護杭を設置する。</p> <p>3 役杭及び中心杭には、識別のための名称等を記入する。</p> <p>4 引照点杭を設置した場合は、引照点図を作成する。</p>																							
<p>第5節 仮BM設置測量</p>	<p>第5節 仮BM設置測量</p>																							
<p>（要旨）</p> <p><u>第6.3.2条</u> 「仮BM設置測量」とは、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下「仮BM」という。）を現地に設置し、標高を定める作業をいう。ただし、河川等で距離標がある場合は、これを仮BMとして使用することができる。</p>	<p>（要旨）</p> <p><u>第5.5.5条</u> 「仮BM設置測量」とは、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下「仮BM」という。）を現地に設置し、標高を定める作業をいう。ただし、河川等で距離標がある場合は、これを仮BMとして使用することができる。</p>																							
<p>（方法）</p> <p><u>第6.3.3条</u> 仮BM設置測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行うものとする。</p> <p>2 仮BMを設置する間隔は、0.5キロメートルを標準とする。</p> <p>3 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	<p>（方法）</p> <p><u>第5.5.6条</u> 仮BM設置測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行うものとする。</p> <p>2 仮BMを設置する間隔は、0.5キロメートルを標準とする。</p> <p>3 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>																						
<p>（標杭の設置）</p> <p><u>第6.3.4条</u> 仮BMには、標杭を設置するものとする。ただし、堅固な構造物等を利用するときは、この限りでない。</p>	<p>（標杭の設置）</p> <p><u>第5.5.7条</u> 仮BMには、標杭を設置するものとする。ただし、堅固な構造物等を利用するときは、この限りでない。</p>																							
<p>第6節 縦断測量</p>	<p>第6節 縦断測量</p>																							
<p>（要旨）</p> <p><u>第6.3.5条</u> 「縦断測量」とは、中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p><u>第5.5.8条</u> 「縦断測量」とは、中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>																							
<p>（方法）</p> <p><u>第6.3.6条</u> 縦断測量は、中心杭高及び中心点並びに中心線上の地形変化点（以下「縦断変化点」という。）の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高を仮BM又はこれと同等以上の水準点に基づき、平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、仮BM又はターニングポイントの中間にある点の観測は、中間視によるものとする。</p> <p>3 縦断変化点には、標杭を設置する。</p> <p>4 観測の基準とする点は、仮BMとし、観測の路線は、仮BMから出発し、他の仮BMに結合する。</p> <p>5 観測は、往路においては中心杭高、中心杭・縦断変化点杭の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高について行い、復路においては中心杭高について行うものとする。</p> <p>6 縦断変化点及び主要な構造物の位置は、中心点からの距離を測定して定める。</p>	<p>（方法）</p> <p><u>第5.5.9条</u> 縦断測量は、中心杭高及び中心点並びに中心線上の地形変化点（以下「縦断変化点」という。）の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高を仮BM又はこれと同等以上の水準点に基づき、平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、仮BM又はターニングポイントの中間にある点の観測は、中間視によるものとする。</p> <p>3 縦断変化点には、標杭を設置する。</p> <p>4 観測の基準とする点は、仮BMとし、観測の路線は、仮BMから出発し、他の仮BMに結合する。</p> <p>5 観測は、往路においては中心杭高、中心杭・縦断変化点杭の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高について行い、復路においては中心杭高について行うものとする。</p> <p>6 縦断変化点及び主要な構造物の位置は、中心点からの距離を測定して定める。</p>																							

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																		
<p>7 地形、地物等の状況により、直接水準測量に代えて間接水準測量によることができる。</p> <p>8 間接水準測量は、T Sを用いた単観測昇降式による往復観測とする。<u>ただし</u>、その閉合差の許容範囲は、第69条第1項第二号に規定する表に定める簡易水準測量の閉合差を準用する。</p> <p>9 縦断面図データファイルは、縦断測量の結果に基づいて作成する。</p> <p>10 縦断面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の距離を表す横の縮尺（以下「横の縮尺」という。）は線形地形図の縮尺と同一とし、高さを表す縦の縮尺（以下「縦の縮尺」という。）は、線形地形図の縮尺の5倍から10倍までを標準とする。</p> <p>11 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>7 地形、地物等の状況により、直接水準測量に代えて間接水準測量によることができる。</p> <p>8 間接水準測量は、T Sを用いた単観測昇降式による往復観測とする。<u>なお</u>、その閉合差の許容範囲は、第69条第1項第二号に規定する表に定める簡易水準測量の閉合差を準用する。</p> <p>9 縦断面図データファイルは、縦断測量の結果に基づいて作成する。</p> <p>10 縦断面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の距離を表す横の縮尺（以下「横の縮尺」という。）は線形地形図の縮尺と同一とし、高さを表す縦の縮尺（以下「縦の縮尺」という。）は、線形地形図の縮尺の5倍から10倍までを標準とする。</p> <p>11 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>																		
<p>第7節 横断測量</p>	<p>第7節 横断測量</p>																			
<p>(要旨)</p> <p>第637条 「横断測量」とは、中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第560条 「横断測量」とは、中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>																			
<p>(方法)</p> <p>第638条 横断測量は、中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定するものとする。</p> <p>2 横断方向には、原則として、見通杭を設置するものとする。</p> <p>3 測量の基準とする点は、中心杭及び計画機関が指示する縦断変化点杭とする。</p> <p>4 横断測量における地盤高の測定は、地形、地物等の状況により直接水準測量又は間接水準測量により行うものとする。</p> <p>5 間接水準測量は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 T S等を用いる場合は、単観測昇降式とする。</p> <p>二 キネマティック法、R T K法又はネットワーク型R T K法による観測の場合は、1セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="157 1056 1285 1377"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>F I X解を得てから 10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	F I X解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。		<p>(方法)</p> <p>第561条 横断測量は、中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定するものとする。</p> <p>2 横断方向には、原則として、見通杭を設置するものとする。</p> <p>3 測量の基準とする点は、中心杭及び計画機関が指示する縦断変化点杭とする。</p> <p>4 横断測量における地盤高の測定は、地形、地物等の状況により直接水準測量又は間接水準測量により行うものとする。</p> <p>5 間接水準測量は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 T S等を用いる場合は、単観測昇降式とする。</p> <p>二 キネマティック法、R T K法又はネットワーク型R T K法による観測の場合は、1セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1056 2629 1377"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>F I X解を得てから 10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	F I X解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。		
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																		
5衛星以上	F I X解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)																		
摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																			
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																		
5衛星以上	F I X解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)																		
摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、G P S・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																			
<p>三 ネットワーク型R T K法による場合は、<u>第627条第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>四 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。</p> <p>イ 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。</p> <p>ロ 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。</p> <p>ハ 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。</p> <p>ニ 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。</p> <p>五 許容範囲等は、次表を標準とする。</p>	<p>三 ネットワーク型R T K法による場合は、<u>第550条第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>四 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。</p> <p>イ 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。</p> <p>ロ 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。</p> <p>ハ 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。</p> <p>ニ 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。</p> <p>五 許容範囲等は、次表を標準とする。</p>	<p>変更</p>																		
<table border="1" data-bbox="136 1675 1302 1927"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セット間較差</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU: 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容範囲	備考	セット間較差	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	<table border="1" data-bbox="1481 1675 2647 1927"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セット間較差</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU: 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容範囲	備考	セット間較差	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	
項目	許容範囲	備考																		
セット間較差	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																	
	ΔU	30mm																		
項目	許容範囲	備考																		
セット間較差	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																	
	ΔU	30mm																		

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																						
<p>6 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測において、横断方向の<u>見通杭</u>の設置は行わないものとし、横断方向を直接決定することができる。ただし、点検測量のための末端見通杭を設置する。</p> <p>7 水部における横断測量は、前項の規定にかかわらず、第3章第7節の規定を準用する。</p> <p>8 横断面図データファイルは、横断測量の結果に基づき作成する。</p> <p>9 点検測量は、点検測量率によって選択された横断面について、再度横断測量を実施し、その結果に基づいて描画した横断面図を、先に描画した横断面図の中心点及び末端見通杭を固定して重ね合わせ、横断形状を比較することにより行うものとする。また、中心杭と末端見通杭の距離及び標高の測定値と点検測量値との比較を行うものとし、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="189 489 1252 709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>距離</td> <td>L/500</td> <td>L/300</td> <td rowspan="2">Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）</td> </tr> <tr> <td>標高</td> <td>20mm+50mm$\sqrt{L/100}$</td> <td>50mm+150mm$\sqrt{L/100}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 横断面図データファイルを図紙に出力する場合は、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺と同一のものを標準とする。</p> <p>11 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	区分	平地	山地	備考	距離	L/500	L/300	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）	標高	20mm+50mm $\sqrt{L/100}$	50mm+150mm $\sqrt{L/100}$	<p>6 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測において、横断方向の<u>見通し杭</u>の設置は行わないものとし、横断方向を直接決定することができる。ただし、点検測量のための末端見通杭を設置する。</p> <p>7 水部における横断測量は、前項の規定にかかわらず、第3章第7節の規定を準用する。</p> <p>8 横断面図データファイルは、横断測量の結果に基づき作成する。</p> <p>9 点検測量は、点検測量率によって選択された横断面について、再度横断測量を実施し、その結果に基づいて描画した横断面図を、先に描画した横断面図の中心点及び末端見通杭を固定して重ね合わせ、横断形状を比較することにより行うものとする。また、中心杭と末端見通杭の距離及び標高の測定値と点検測量値との比較を行うものとし、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1531 489 2594 709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>距離</td> <td>L/500</td> <td>L/300</td> <td rowspan="2">Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）</td> </tr> <tr> <td>標高</td> <td>20mm+50mm$\sqrt{L/100}$</td> <td>50mm+150mm$\sqrt{L/100}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 横断面図データファイルを図紙に出力する場合は、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺と同一のものを標準とする。</p> <p>11 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	区分	平地	山地	備考	距離	L/500	L/300	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）	標高	20mm+50mm $\sqrt{L/100}$	50mm+150mm $\sqrt{L/100}$	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
区分	平地	山地	備考																					
距離	L/500	L/300	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）																					
標高	20mm+50mm $\sqrt{L/100}$	50mm+150mm $\sqrt{L/100}$																						
区分	平地	山地	備考																					
距離	L/500	L/300	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）																					
標高	20mm+50mm $\sqrt{L/100}$	50mm+150mm $\sqrt{L/100}$																						
<p>第8節 詳細測量</p>	<p>第8節 詳細測量</p>																							
<p>(要旨)</p> <p>第639条 「詳細測量」とは、主要な構造物の設計に必要な詳細平面図データファイル、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第562条 「詳細測量」とは、主要な構造物の設計に必要な詳細平面図データファイル、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>																							
<p>(方法)</p> <p>第640条 詳細平面図データファイルの作成は、第3編第2章の規定を準用する。</p> <p>2 縦断面図データファイルの作成は、縦断測量により、横断面図データファイルの作成は、横断測量により行うものとする。</p> <p>3 横断測量の方法は、前節の規定を準用し、観測は平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量又は前節の間接水準測量に準じて行うものとする。</p> <p>4 詳細平面図データの地図情報レベルは250を標準とする。</p> <p>5 詳細平面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の横の縮尺は詳細平面図の縮尺と同一とし、縦の縮尺は100分の1を標準とする。また、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	<p>(方法)</p> <p>第563条 詳細平面図データファイルの作成は、第3編第2章の規定を準用する。</p> <p>2 縦断面図データファイルの作成は、縦断測量により、横断面図データファイルの作成は、横断測量により行うものとする。</p> <p>3 横断測量の方法は、前節の規定を準用し、観測は平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量又は前節の間接水準測量に準じて行うものとする。</p> <p>4 詳細平面図データの地図情報レベルは250を標準とする。</p> <p>5 詳細平面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の横の縮尺は詳細平面図の縮尺と同一とし、縦の縮尺は100分の1を標準とする。また、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>																						
<p>第9節 用地幅杭設置測量</p>	<p>第9節 用地幅杭設置測量</p>																							
<p>(要旨)</p> <p>第641条 「用地幅杭設置測量」とは、取得等に係る用地の範囲を示すため所定の位置に用地幅杭を設置する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第564条 「用地幅杭設置測量」とは、取得等に係る用地の範囲を示すため所定の位置に用地幅杭を設置する作業をいう。</p>																							
<p>(方法)</p> <p>第642条 用地幅杭設置測量は、中心点等から中心線に対して直角方向の用地幅杭点座標値を計算し、それに基づいて、近傍の4級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により用地幅杭を設置して行うものとする。設置した標杭には、測点番号、中心杭等からの距離等を表示する。</p> <p>2 計画機関の指示により、前項に規定する以外の位置に用地幅杭点を設置する場合は、その点の座標値を計算し、放射法等により行うものとする。</p> <p>3 用地幅杭設置測量の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 TS等を用いる場合は、<u>第628条第2項第一号</u>の規定を準用する。</p>	<p>(方法)</p> <p>第565条 用地幅杭設置測量は、中心点等から中心線に対して直角方向の用地幅杭点座標値を計算し、それに基づいて、近傍の4級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により用地幅杭を設置して行うものとする。設置した標杭には、測点番号、中心杭等からの距離等を表示する。</p> <p>2 計画機関の指示により、前項に規定する以外の位置に用地幅杭点を設置する場合は、その点の座標値を計算し、放射法等により行うものとする。</p> <p>3 用地幅杭設置測量の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 TS等を用いる場合は、<u>第551条第2項第一号</u>の規定を準用する。</p>	<p>変更</p>																						

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																																																																																																																																						
<p>二 キネマティック法、R TK法又はネットワーク型R TK法による場合は、<u>第627条第3項第二号から第四号まで、第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>4 用地幅杭点間の距離は、用地幅杭点座標値に基づき、計算により求める。</p> <p>5 用地幅杭点及び中心点の位置を示す図を必要とする場合には、杭打図として作成する。</p>	<p>二 キネマティック法、R TK法又はネットワーク型R TK法による場合は、<u>第550条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>4 用地幅杭点間の距離は、用地幅杭点座標値に基づき、計算により求める。</p> <p>5 用地幅杭点及び中心点の位置を示す図を必要とする場合には、杭打図として作成する。</p>																																																																																																																																																																																																							
<p>（用地幅杭点間測量） 第643条 用地幅杭点間測量は、TS等により隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定するとともに、前条の規定に基づいて計算した用地幅杭点間距離と比較を行うものとする。<u>ただし、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="219 449 1222 718"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td></td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の<u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u></td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td></td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、<u>第627条第8項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 用地幅杭設置測量の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	距離	区分	平地	山地	備考	20m 未満		10mm	20mm	S は点間距離の <u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u>	20m 以上		S/2,000	S/1,000	<p>（用地幅杭点間測量） 第566条 用地幅杭点間測量は、TS等により隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定するとともに、前条の規定に基づいて計算した用地幅杭点間距離と比較を行うものとする。<u>なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1561 449 2564 663"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td></td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の<u>計算値</u></td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td></td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、<u>第550条第8項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 用地幅杭設置測量の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	距離	区分	平地	山地	備考	20m 未満		10mm	20mm	S は点間距離の <u>計算値</u>	20m 以上		S/2,000	S/1,000	<p>表現の適正化</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>表現の適正化</p>																																																																																																																																																																										
距離	区分	平地	山地	備考																																																																																																																																																																																																				
20m 未満		10mm	20mm	S は点間距離の <u>計算値とする。ただし、座標値により点検する場合は、Sは既知点からの距離とする。</u>																																																																																																																																																																																																				
20m 以上		S/2,000	S/1,000																																																																																																																																																																																																					
距離	区分	平地	山地	備考																																																																																																																																																																																																				
20m 未満		10mm	20mm	S は点間距離の <u>計算値</u>																																																																																																																																																																																																				
20m 以上		S/2,000	S/1,000																																																																																																																																																																																																					
<p>第10節 品質評価</p>	<p>第10節 品質評価</p>																																																																																																																																																																																																							
<p>（品質評価） 第644条 路線測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>（品質評価） 第567条 路線測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																																																																							
<p>第11節 成果等の整理</p>	<p>第11節 成果等の整理</p>																																																																																																																																																																																																							
<p>（メタデータの作成） 第645条 路線測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>（メタデータの作成） 第568条 路線測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																																																																							
<p>（成果等） 第646条 路線測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="112 1247 1329 1942"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="9">該当する測量の種類</th> </tr> <tr> <th>線形 決定</th> <th>条件点 の観測</th> <th>IPの 設置</th> <th>中心線 測量</th> <th>仮BM 設置 測量</th> <th>縦断 測量</th> <th>横断 測量</th> <th>詳細 測量</th> <th>用地幅 杭設置 測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測手簿</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計算簿</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>成果表</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線形図データ ファイル</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>線形地形図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦横断面図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>詳細平面図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引照点図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測量の種類									線形 決定	条件点 の観測	IPの 設置	中心線 測量	仮BM 設置 測量	縦断 測量	横断 測量	詳細 測量	用地幅 杭設置 測量	観測手簿		○			○	○	○	○		計算簿	○	○	○	○					○	成果表		○			○	○		○		線形図データ ファイル	○									線形地形図 データファイル				○						縦横断面図 データファイル						○	○	○		詳細平面図 データファイル								○		引照点図				○						<p>（成果等） 第569条 路線測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1451 1247 2668 1942"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="9">該当する測量の種類</th> </tr> <tr> <th>線形 決定</th> <th>条件点 の観測</th> <th>IPの 設置</th> <th>中心線 測量</th> <th>仮BM 設置 測量</th> <th>縦断 測量</th> <th>横断 測量</th> <th>詳細 測量</th> <th>用地幅 杭設置 測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測手簿</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計算簿</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>成果表</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線形図データ ファイル</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>線形地形図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦横断面図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>詳細平面図 データファイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引照点図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測量の種類									線形 決定	条件点 の観測	IPの 設置	中心線 測量	仮BM 設置 測量	縦断 測量	横断 測量	詳細 測量	用地幅 杭設置 測量	観測手簿		○			○	○	○	○		計算簿	○	○	○	○					○	成果表		○			○	○		○		線形図データ ファイル	○									線形地形図 データファイル				○						縦横断面図 データファイル						○	○	○		詳細平面図 データファイル								○		引照点図				○						
成果等の整理		該当する測量の種類																																																																																																																																																																																																						
	線形 決定	条件点 の観測	IPの 設置	中心線 測量	仮BM 設置 測量	縦断 測量	横断 測量	詳細 測量	用地幅 杭設置 測量																																																																																																																																																																																															
観測手簿		○			○	○	○	○																																																																																																																																																																																																
計算簿	○	○	○	○					○																																																																																																																																																																																															
成果表		○			○	○		○																																																																																																																																																																																																
線形図データ ファイル	○																																																																																																																																																																																																							
線形地形図 データファイル				○																																																																																																																																																																																																				
縦横断面図 データファイル						○	○	○																																																																																																																																																																																																
詳細平面図 データファイル								○																																																																																																																																																																																																
引照点図				○																																																																																																																																																																																																				
成果等の整理	該当する測量の種類																																																																																																																																																																																																							
	線形 決定	条件点 の観測	IPの 設置	中心線 測量	仮BM 設置 測量	縦断 測量	横断 測量	詳細 測量	用地幅 杭設置 測量																																																																																																																																																																																															
観測手簿		○			○	○	○	○																																																																																																																																																																																																
計算簿	○	○	○	○					○																																																																																																																																																																																															
成果表		○			○	○		○																																																																																																																																																																																																
線形図データ ファイル	○																																																																																																																																																																																																							
線形地形図 データファイル				○																																																																																																																																																																																																				
縦横断面図 データファイル						○	○	○																																																																																																																																																																																																
詳細平面図 データファイル								○																																																																																																																																																																																																
引照点図				○																																																																																																																																																																																																				

改正案										現行（令和2年3月31日改正）										コメント	
精度管理表		○	○	○	○	○	○	○	○	精度管理表		○	○	○	○	○	○	○	○		
品質評価表					○	○		○	○	品質評価表					○	○		○	○		
メタデータ					○	○		○	○	メタデータ					○	○		○	○		
2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。										2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。											
第3章 河川測量										第3章 河川測量											
第1節 要旨										第1節 要旨											
(要旨) 第647条 「河川測量」とは、河川、海岸等の調査及び河川の維持管理等に用いる測量をいう。 2 河川、水路等の新設及び改修に係る測量は、前章の規定を準用する。										(要旨) 第570条 「河川測量」とは、河川、海岸等の調査及び河川の維持管理等に用いる測量をいう。 2 河川、水路等の新設及び改修に係る測量は、前章の規定を準用する。											
(河川測量の細分) 第648条 河川測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。 一 作業計画 二 距離標設置測量 三 水準基標測量 四 定期縦断測量 五 定期横断測量 六 深淺測量 七 法線測量 八 海浜測量及び汀線測量										(河川測量の細分) 第571条 河川測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。 一 作業計画 二 距離標設置測量 三 水準基標測量 四 定期縦断測量 五 定期横断測量 六 深淺測量 七 法線測量 八 海浜測量及び汀線測量											
第2節 作業計画										第2節 作業計画											
(要旨) 第649条 作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する河川、海岸等の状況を把握し、河川測量の細分ごとに作成するものとする。										(要旨) 第572条 作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する河川、海岸等の状況を把握し、河川測量の細分ごとに作成するものとする。											
第3節 距離標設置測量										第3節 距離標設置測量											
(要旨) 第650条 「距離標設置測量」とは、河心線の接線に対して直角方向の兩岸の堤防法肩又は法面等に距離標を設置する作業をいう。										(要旨) 第573条 「距離標設置測量」とは、河心線の接線に対して直角方向の兩岸の堤防法肩又は法面等に距離標を設置する作業をいう。											
(方法) 第651条 距離標は、あらかじめ地形図上で位置を選定し、その座標値に基づいて、近傍の3級基準点等から放射法等により設置するものとする。 2 距離標設置間隔は、河川の河口又は幹川への合流点に設けた起点から、河心に沿って200メートルを標準とする。 3 距離標設置測量の観測は、次のとおり行うものとする。 一 TS等を用いる放射法の場合は、 第628条第2項第一号 の規定を準用する。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第627条第3項第二号から第四号まで、第4項及び第5項 の規定を準用する。 4 単点観測法において、位置情報サービス事業者で算出された任意地点の補正データを使用する場合、その地点から距離標までの距離を3キロメートル以内とする。 5 精度管理の結果は、精度管理表に 取りまとめる ものとする。										(方法) 第574条 距離標は、あらかじめ地形図上で位置を選定し、その座標値に基づいて、近傍の3級基準点等から放射法等により設置するものとする。 2 距離標設置間隔は、河川の河口又は幹川への合流点に設けた起点から、河心に沿って200メートルを標準とする。 3 距離標設置測量の観測は、次のとおり行うものとする。 一 TS等を用いる放射法の場合は、 第551条第2項第一号 の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第550条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項 の規定を準用する。 4 単点観測法において、位置情報サービス事業者で算出された任意地点の補正データを使用する場合、その地点から距離標までの距離を3キロメートル以内とする。 5 精度管理の結果は、精度管理表に とりまとめる ものとする。										表現の適正化 変更 表現の適正化	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																										
<p>6 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から1,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。</p> <p>7 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>6 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から1,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。</p> <p>7 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	表現の適正化																																										
<p>第7節 深淺測量</p>	<p>第7節 深淺測量</p>																																											
<p>(要旨)</p> <p>第658条 「深淺測量」とは、河川、貯水池、湖沼又は海岸において、水底部の地形を明らかにするため、水深、測深位置又は船位、水位又は潮位を測定し、横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第581条 「深淺測量」とは、河川、貯水池、湖沼又は海岸において、水底部の地形を明らかにするため、水深、測深位置又は船位、水位又は潮位を測定し、横断面図データファイルを作成する作業をいう。</p>																																											
<p>(方法)</p> <p>第659条 水深の測定は、音響測深機を用いて行うものとする。ただし、水深が浅い場合は、ロッド又はレッドを用い直接測定により行うものとする。</p> <p>2 測深位置又は船位の測定は、ワイヤーロープ、TS等又はGNSS測量機のいずれかを用いて行うものとし、測点間隔は次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="189 642 1249 844"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>測点間隔</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤーロープ</td> <td>5 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等</td> <td>10m ～ 100m</td> <td>1 m間隔の等深線図が描ける程度</td> </tr> <tr> <td>GNSS測量機</td> <td>10m ～ 100m</td> <td>1 m間隔の等深線図が描ける程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ワイヤーロープを用いる測定は、測線にワイヤーロープを設置し水深を測定する。</p> <p>4 TS等を用いる観測は、TS等を用い測量船を測線上に誘導し水深を測定する。</p> <p>5 RTK法又はネットワーク型RTK法による観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="189 995 1249 1249"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから1エポック以上</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 音響測深機による測定では、その機器に定められた深度校正を毎日1回以上行うものとし、深度校正を行う場所は当日の測深水域又はその付近で行うものとする。</p> <p>7 水深測定は、指定されたピッチ位置において2回行い、その平均値を採用する。ただし、河口部等が広大な水域等において測定を2回行うことが困難な場合はこの限りでない。</p> <p>8 アナログ測深記録では、一定時間<u>ごと</u>に記録紙に測位マークを入れ、デジタル測深記録では、時刻をGNSSの観測時刻と合わせ測深位置を決定する。</p> <p>9 水位又は潮位の測定は、水位標、検潮所若しくは仮水位標による観測又は直接測定により行うものとする。</p> <p>10 横断面図データファイルは、深淺測量の結果に基づいて作成する。</p> <p>11 横断面図データファイルには、水際杭の位置データを格納する。</p> <p>12 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から10,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。</p>	使用機器	測点間隔	備考	ワイヤーロープ	5 m		TS等	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度	GNSS測量機	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。		<p>(方法)</p> <p>第582条 水深の測定は、音響測深機を用いて行うものとする。ただし、水深が浅い場合は、ロッド又はレッドを用い直接測定により行うものとする。</p> <p>2 測深位置又は船位の測定は、ワイヤーロープ、TS等又はGNSS測量機のいずれかを用いて行うものとし、測点間隔は次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1531 642 2591 844"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>測点間隔</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤーロープ</td> <td>5 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等</td> <td>10m ～ 100m</td> <td>1 m間隔の等深線図が描ける程度</td> </tr> <tr> <td>GNSS測量機</td> <td>10m ～ 100m</td> <td>1 m間隔の等深線図が描ける程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ワイヤーロープを用いる測定は、測線にワイヤーロープを設置し水深を測定する。</p> <p>4 TS等を用いる観測は、TS等を用い測量船を測線上に誘導し水深を測定する。</p> <p>5 RTK法又はネットワーク型RTK法による観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1531 995 2591 1249"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから1エポック以上</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 音響測深機による測定では、その機器に定められた深度校正を毎日1回以上行うものとし、深度校正を行う場所は当日の測深水域又はその付近で行うものとする。</p> <p>7 水深測定は、指定されたピッチ位置において2回行い、その平均値を採用する。ただし、河口部等が広大な水域等において測定を2回行うことが困難な場合はこの限りでない。</p> <p>8 アナログ測深記録では、一定時間<u>毎</u>に記録紙に測位マークを入れ、デジタル測深記録では、時刻をGNSSの観測時刻と合わせ測深位置を決定する。</p> <p>9 水位又は潮位の測定は、水位標、検潮所若しくは仮水位標による観測又は直接測定により行うものとする。</p> <p>10 横断面図データファイルは、深淺測量の結果に基づいて作成する。</p> <p>11 横断面図データファイルには、水際杭の位置データを格納する。</p> <p>12 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から10,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。</p>	使用機器	測点間隔	備考	ワイヤーロープ	5 m		TS等	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度	GNSS測量機	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。		表現の適正化
使用機器	測点間隔	備考																																										
ワイヤーロープ	5 m																																											
TS等	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度																																										
GNSS測量機	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度																																										
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																																										
5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒																																										
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																											
使用機器	測点間隔	備考																																										
ワイヤーロープ	5 m																																											
TS等	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度																																										
GNSS測量機	10m ～ 100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度																																										
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																																										
5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒																																										
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																											
<p>第8節 法線測量</p>	<p>第8節 法線測量</p>																																											
<p>(要旨)</p> <p>第660条 「法線測量」とは、計画資料に基づき、河川又は海岸において、築造物の新設又は改修等を行う場合に現地の法線に杭を設置し線形図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第583条 「法線測量」とは、計画資料に基づき、河川又は海岸において、築造物の新設又は改修等を行う場合に現地の法線に杭を設置し線形図データファイルを作成する作業をいう。</p>																																											
<p>(方法)</p> <p>第661条 法線測量は、第2章第4節の規定を準用する。</p>	<p>(方法)</p> <p>第584条 法線測量は、第2章第4節の規定を準用する。</p>																																											

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																																																																																																																																																																								
2 精度管理の結果は、精度管理表に <u>取りまとめる</u> ものとする。	2 精度管理の結果は、精度管理表に <u>とりまとめる</u> ものとする。	表現の適正化																																																																																																																																																																																																																																								
第9節 海浜測量及び汀線測量	第9節 海浜測量及び汀線測量																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(要旨)</p> <p>第662条 「海浜測量」とは、前浜と後浜（以下「海浜」という。）を含む範囲の等高・等深線図データファイルを作成する作業をいう。</p> <p>2 「汀線測量」とは、最低水面と海浜との交線（以下「汀線」という。）を定め、汀線図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第585条 「海浜測量」とは、前浜と後浜（以下「海浜」という。）を含む範囲の等高・等深線図データファイルを作成する作業をいう。</p> <p>2 「汀線測量」とは、最低水面と海浜との交線（以下「汀線」という。）を定め、汀線図データファイルを作成する作業をいう。</p>																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(方法)</p> <p>第663条 海浜測量は、海岸線に沿って陸部に基準線を設けて、適切な間隔に測点を設置し、測点ごとに基準線に対し直角の方向に横断測量を実施するものとする。ただし、後浜の地形が複雑な場合は、後浜について第3編地形測量及び写真測量により行うことができる。</p> <p>2 基準線の測量は、第2章第4節の規定を準用する。</p> <p>3 最低水面は、原則として海上保安庁が公示する最低水面の高さから求める。</p> <p>4 等高・等深線図データファイルは、横断測量等の結果に基づいて作成する。</p> <p>5 汀線測量は、基準とする杭から距離測定及び標高測定により汀線の位置を定めて行うものとする。</p> <p>6 汀線図データファイルは、前項の結果に基づいて作成する。ただし、汀線を等高・等深線図データファイルに格納した場合はこの限りでない。</p> <p>7 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>(方法)</p> <p>第586条 海浜測量は、海岸線に沿って陸部に基準線を設けて、適切な間隔に測点を設置し、測点ごとに基準線に対し直角の方向に横断測量を実施するものとする。ただし、後浜の地形が複雑な場合は、後浜について第3編地形測量及び写真測量により行うことができる。</p> <p>2 基準線の測量は、第2章第4節の規定を準用する。</p> <p>3 最低水面は、原則として海上保安庁が公示する最低水面の高さから求める。</p> <p>4 等高・等深線図データファイルは、横断測量等の結果に基づいて作成する。</p> <p>5 汀線測量は、基準とする杭から距離測定及び標高測定により汀線の位置を定めて行うものとする。</p> <p>6 汀線図データファイルは、前項の結果に基づいて作成する。ただし、汀線を等高・等深線図データファイルに格納した場合はこの限りでない。</p> <p>7 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	表現の適正化																																																																																																																																																																																																																																								
第10節 品質評価	第10節 品質評価																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(品質評価)</p> <p>第664条 河川測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>(品質評価)</p> <p>第587条 河川測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																																																																																																									
第11節 成果等の整理	第11節 成果等の整理																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(メタデータの作成)</p> <p>第665条 河川測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>(メタデータの作成)</p> <p>第588条 河川測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(成果等)</p> <p>第666条 河川測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="127 1251 1314 1976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="8">該当する測定の種類</th> </tr> <tr> <th>距離標 設置 測量</th> <th>水準 基準 測量</th> <th>定期 縦断 測量</th> <th>定期 横断 測量</th> <th>深 浅 測 量</th> <th>法 線 測 量</th> <th>海 浜 測 量</th> <th>汀 線 測 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>観測手簿</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>記録紙</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計算簿</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>成果表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦断面図データファイル</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>横断面図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>線形図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>等高・等深線図 データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>汀線図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>点の記</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>精度管理表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測定の種類								距離標 設置 測量	水準 基準 測量	定期 縦断 測量	定期 横断 測量	深 浅 測 量	法 線 測 量	海 浜 測 量	汀 線 測 量	観測手簿	○	○	○	○	○	○	○	○	記録紙					○				計算簿	○	○				○	○	○	成果表	○	○	○						縦断面図データファイル			○						横断面図データファイル				○	○				線形図データファイル						○			等高・等深線図 データファイル							○		汀線図データファイル								○	点の記	○	○							精度管理表	○	○	○	○		○	○		<p>(成果等)</p> <p>第589条 河川測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1251 2656 1976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="8">該当する測定の種類</th> </tr> <tr> <th>距離標 設置 測量</th> <th>水準 基準 測量</th> <th>定期 縦断 測量</th> <th>定期 横断 測量</th> <th>深 浅 測 量</th> <th>法 線 測 量</th> <th>海 浜 測 量</th> <th>汀 線 測 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>観測手簿</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>記録紙</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計算簿</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>成果表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦断面図データファイル</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>横断面図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>線形図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>等高・等深線図 データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>汀線図データファイル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>点の記</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>精度管理表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測定の種類								距離標 設置 測量	水準 基準 測量	定期 縦断 測量	定期 横断 測量	深 浅 測 量	法 線 測 量	海 浜 測 量	汀 線 測 量	観測手簿	○	○	○	○	○	○	○	○	記録紙					○				計算簿	○	○				○	○	○	成果表	○	○	○						縦断面図データファイル			○						横断面図データファイル				○	○				線形図データファイル						○			等高・等深線図 データファイル							○		汀線図データファイル								○	点の記	○	○							精度管理表	○	○	○	○		○	○		
成果等の整理		該当する測定の種類																																																																																																																																																																																																																																								
	距離標 設置 測量	水準 基準 測量	定期 縦断 測量	定期 横断 測量	深 浅 測 量	法 線 測 量	海 浜 測 量	汀 線 測 量																																																																																																																																																																																																																																		
観測手簿	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																		
記録紙					○																																																																																																																																																																																																																																					
計算簿	○	○				○	○	○																																																																																																																																																																																																																																		
成果表	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
縦断面図データファイル			○																																																																																																																																																																																																																																							
横断面図データファイル				○	○																																																																																																																																																																																																																																					
線形図データファイル						○																																																																																																																																																																																																																																				
等高・等深線図 データファイル							○																																																																																																																																																																																																																																			
汀線図データファイル								○																																																																																																																																																																																																																																		
点の記	○	○																																																																																																																																																																																																																																								
精度管理表	○	○	○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																			
成果等の整理	該当する測定の種類																																																																																																																																																																																																																																									
	距離標 設置 測量	水準 基準 測量	定期 縦断 測量	定期 横断 測量	深 浅 測 量	法 線 測 量	海 浜 測 量	汀 線 測 量																																																																																																																																																																																																																																		
観測手簿	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																		
記録紙					○																																																																																																																																																																																																																																					
計算簿	○	○				○	○	○																																																																																																																																																																																																																																		
成果表	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
縦断面図データファイル			○																																																																																																																																																																																																																																							
横断面図データファイル				○	○																																																																																																																																																																																																																																					
線形図データファイル						○																																																																																																																																																																																																																																				
等高・等深線図 データファイル							○																																																																																																																																																																																																																																			
汀線図データファイル								○																																																																																																																																																																																																																																		
点の記	○	○																																																																																																																																																																																																																																								
精度管理表	○	○	○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																			

改正案									現行（令和2年3月31日改正）									コメント
品質評価表	○	○	○			○	○	○	品質評価表	○	○	○			○	○	○	
メタデータ	○	○	○			○	○	○	メタデータ	○	○	○			○	○	○	
2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。 また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。									2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。 また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。									
第4章 用地測量									第4章 用地測量									
第1節 要旨									第1節 要旨									
<p>(要旨)</p> <p>第667条 「用地測量」とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいう。</p>									<p>(要旨)</p> <p>第590条 「用地測量」とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいう。</p>									
<p>(用地測量の細分)</p> <p>第668条 用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 資料調査 三 復元測量 四 境界確認 五 境界測量 六 境界点間測量 七 面積計算 八 用地実測図データファイルの作成 九 用地平面図データファイルの作成 									<p>(用地測量の細分)</p> <p>第591条 用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 資料調査 三 復元測量 四 境界確認 五 境界測量 六 境界点間測量 七 面積計算 八 用地実測図データファイルの作成 九 用地平面図データファイルの作成 									
第2節 作業計画									第2節 作業計画									
<p>(要旨)</p> <p>第669条 用地測量の作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。</p>									<p>(要旨)</p> <p>第592条 用地測量の作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。</p>									
第3節 資料調査									第3節 資料調査									
<p>(要旨)</p> <p>第670条 「資料調査」とは、土地の取得等に係る土地について、用地測量に必要な資料等を整理及び作成する作業をいう。</p>									<p>(要旨)</p> <p>第593条 「資料調査」とは、土地の取得等に係る土地について、用地測量に必要な資料等を整理及び作成する作業をいう。</p>									
<p>(方法)</p> <p>第671条 資料調査は、作業計画に基づき、法務局等に備える地図、地図に準ずる図面、地積測量図等公共団体に備える地図等（以下「公図等」という。）の転写並びに土地及び建物の登記記録の調査及び権利者確認調査に区分して行うものとする。</p>									<p>(方法)</p> <p>第594条 資料調査は、作業計画に基づき、法務局等に備える地図、地図に準ずる図面、地積測量図等公共団体に備える地図等（以下「公図等」という。）の転写並びに土地及び建物の登記記録の調査及び権利者確認調査に区分して行うものとする。</p>									
<p>(公図等の転写)</p> <p>第672条 公図等の転写は、管轄法務局等に備える公図等に基づき公図等転写図を作成する。</p> <p>2 調査する区域が広範な場合は、公図等転写連続図を作成する。</p>									<p>(公図等の転写)</p> <p>第595条 公図等の転写は、管轄法務局等に備える公図等に基づき公図等転写図を作成する。</p> <p>2 調査する区域が広範な場合は、公図等転写連続図を作成する。</p>									
<p>(土地の登記記録の調査)</p> <p>第673条 土地の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた土地の登記記録について登記事項証明書等に基づき、土地調査表を作成し行うものとする。</p>									<p>(土地の登記記録の調査)</p> <p>第596条 土地の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた土地の登記記録について登記事項証明書等に基づき、土地調査表を作成し行うものとする。</p>									
<p>(建物の登記記録の調査)</p> <p>第674条 建物の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた建物の登記記録について登記事項証明書等に基づき、建物の登記記録等調査表を作成し行うものとする。</p>									<p>(建物の登記記録の調査)</p> <p>第597条 建物の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた建物の登記記録について登記事項証明書等に基づき、建物の登記記録等調査表を作成し行うものとする。</p>									
<p>(権利者確認調査)</p>									<p>(権利者確認調査)</p>									

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																
<p>第675条 権利者確認調査は、計画機関から貸与された資料等を基に権利者調査表を作成し行うものとする。</p>	<p>第598条 権利者確認調査は、計画機関から貸与された資料等を基に権利者調査表を作成し行うものとする。</p>																	
<p>第4節 復元測量</p>	<p>第4節 復元測量</p>																	
<p>(要旨) 第676条 「復元測量」とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第599条 「復元測量」とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置する作業をいう。</p>																	
<p>(方法) 第677条 収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。 2 復元測量は、計画機関が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。 3 現地作業の着手前には、関係権利者に立ち入りについての日程等を通知する。 4 境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置する。 5 前項の規定により復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。 6 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。 7 収集した資料に基づき復元した結果が現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査の上、計画機関に報告し、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(方法) 第600条 収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。 2 復元測量は、計画機関が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。 3 現地作業の着手前には、関係権利者に立ち入りについての日程等を通知する。 4 境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置する。 5 前項の規定により復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。 6 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。 7 収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し計画機関に報告し適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>																
<p>第5節 境界確認</p>	<p>第5節 境界確認</p>																	
<p>(要旨) 第678条 「境界確認」とは、現地において一筆ごとに土地の境界（以下「境界点」という。）を確認する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第601条 「境界確認」とは、現地において一筆ごとに土地の境界（以下「境界点」という。）を確認する作業をいう。</p>																	
<p>(方法) 第679条 境界確認は、前節の復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、関係権利者立会いの上、境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。 2 境界確認を行う範囲は、次のとおりとする。 一 一筆を範囲とする画地 二 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地 三 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地 四 一画地にあつて、土地に附属するあぜ、溝、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地 3 境界確認に当たっては、各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知する。 4 境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。 5 境界確認が完了したときは、土地境界確認書を作成し、関係権利者全員に確認したことの署名等を求める。 6 復元杭の位置について地権者の同意が得られた場合は、復元杭の取扱いは計画機関の指示によるものとする。</p>	<p>(方法) 第602条 境界確認は、前節の復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、現地において関係権利者立会いの上、境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。 2 境界確認を行う範囲は、次のとおりとする。 一 一筆を範囲とする画地 二 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地 三 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地 四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、溝、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地 3 境界確認に当たっては、各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知する。 4 境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。 5 境界確認が完了したときは、土地境界確認書を作成し、関係権利者全員に確認したことの署名押印を求める。 6 復元杭の位置について地権者の同意が得られた場合は、復元杭の取扱いは計画機関の指示によるものとする。</p>	<p>削除 表現の適正化</p>																
<p>第6節 境界測量</p>	<p>第6節 境界測量</p>																	
<p>(要旨) 第680条 「境界測量」とは、現地において境界点を測定し、その座標値を求める作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第603条 「境界測量」とは、現地において境界点を測定し、その座標値を求める作業をいう。</p>																	
<p>(方法) 第681条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。 2 前項の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。 一 TS等を用いる観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="201 1858 1240 1967"> <tr> <td>区 分</td> <td>水平角観測</td> <td>鉛直角観測</td> <td>距離測定</td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td>0.5 対回</td> <td>0.5 対回</td> <td>2 回測定</td> </tr> </table>	区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定	<p>(方法) 第604条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。 2 前項の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。 一 TS等を用いる観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1858 2576 1967"> <tr> <td>区 分</td> <td>水平角観測</td> <td>鉛直角観測</td> <td>距離測定</td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td>0.5 対回</td> <td>0.5 対回</td> <td>2 回測定</td> </tr> </table>	区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定	方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定	
区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定															
方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定															
区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定															
方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定															

改正案					現行（令和2年3月31日改正）					コメント
較差の許容範囲	—	—	5 mm		較差の許容範囲	—	—	5 mm		変更 表現の適正化 表現の適正化
<p>二 キネマティック法、R TK法又はネットワーク型R TK法による場合は、<u>第627条第3項第二号、第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。<u>ただし</u>、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。</p> <p>3 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により<u>設置するものとし</u>、観測の区分等は、次表を標準とする。</p>					<p>二 キネマティック法、R TK法又はネットワーク型R TK法による場合は、<u>第550条第3項第二号、第4項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。<u>なお</u>、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。</p> <p>3 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により<u>設置するものとする</u>。<u>なお</u>、観測の区分等は、次表を標準とする。</p>					
区分		水平角観測		鉛直角観測	距離測定					
方法		2対回(0°, 90°)		1対回	2回測定					
較差の許容範囲		倍角差	60"	60"	5 mm					
		観測差	40"							
<p>4 第2項の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。</p> <p>5 計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>6 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。</p>					<p>4 第2項の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。</p> <p>5 計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>6 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。</p>					
区分	方向角	距離	座標値	面積	区分	方向角	距離	座標値	面積	
単位	秒	m	m	m ²	単位	秒	m	m	m ²	
位	1	0.001	0.001	0.000001	位	1	0.001	0.001	0.000001	
7 ネットワーク型R TK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。					7 ネットワーク型R TK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。					
<p>(用地境界仮杭設置)</p> <p><u>第682条</u> 「用地境界仮杭設置」とは、用地幅杭の位置以外の境界線上等に、用地境界杭を設置する必要がある場合に、用地境界仮杭を設置する作業をいう。</p>					<p>(用地境界仮杭設置)</p> <p><u>第605条</u> 「用地境界仮杭設置」とは、用地幅杭の位置以外の境界線上等に、用地境界杭を設置する必要がある場合に、用地境界仮杭を設置する作業をいう。</p>					
<p>(方法)</p> <p><u>第683条</u> 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点から放射法又は用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。</p> <p>2 用地境界仮杭の観測は、<u>第681条第2項</u>の規定を準用する。</p>					<p>(方法)</p> <p><u>第606条</u> 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点から放射法又は用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。</p> <p>2 用地境界仮杭の観測は、<u>第604条第2項</u>の規定を準用する。</p>					
<p>(用地境界杭設置)</p> <p><u>第684条</u> 「用地境界杭設置」とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同位置に用地境界杭を置き換える作業をいう。</p>					<p>(用地境界杭設置)</p> <p><u>第607条</u> 「用地境界杭設置」とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同位置に用地境界杭を置き換える作業をいう。</p>					
第7節 境界点間測量					第7節 境界点間測量					
<p>(要旨)</p> <p><u>第685条</u> 「境界点間測量」とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。</p>					<p>(要旨)</p> <p><u>第608条</u> 「境界点間測量」とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。</p>					
<p>(方法)</p> <p><u>第686条</u> 境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。</p> <p>一 境界測量</p> <p>二 用地境界仮杭設置</p> <p>三 用地境界杭設置</p> <p>2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、<u>第681条及び第683条</u>の規定で計算した距離と比較を行うものとする。</p>					<p>(方法)</p> <p><u>第609条</u> 境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。</p> <p>一 境界測量</p> <p>二 用地境界仮杭設置</p> <p>三 用地境界杭設置</p> <p>2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、<u>第604条及び第606条</u>の規定で計算した距離と比較を行うものとする。</p>					

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																						
<p>る。<u>ただし</u>、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="189 184 1252 453"> <thead> <tr> <th>区分 距離</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の計算値とする。<u>ただし、座標値により点検する場合は、S は既知点からの距離とする。</u></td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、<u>第627条第8項</u>の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。</p> <p>4 境界点間測量の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	区分 距離	平地	山地	備考	20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値とする。 <u>ただし、座標値により点検する場合は、S は既知点からの距離とする。</u>	20m 以上	S/2,000	S/1,000	<p>る。<u>なお</u>、較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1531 184 2594 352"> <thead> <tr> <th>区分 距離</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、<u>第550条第8項</u>の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。</p> <p>4 境界点間測量の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	区分 距離	平地	山地	備考	20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値	20m 以上	S/2,000	S/1,000	<p>表現の適正化</p> <p>変更</p> <p>表現の適正化</p>
区分 距離	平地	山地	備考																					
20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値とする。 <u>ただし、座標値により点検する場合は、S は既知点からの距離とする。</u>																					
20m 以上	S/2,000	S/1,000																						
区分 距離	平地	山地	備考																					
20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値																					
20m 以上	S/2,000	S/1,000																						
<p>第8節 面積計算</p>	<p>第8節 面積計算</p>																							
<p>(要旨)</p> <p><u>第687条</u> 「面積計算」とは、境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p><u>第610条</u> 「面積計算」とは、境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成する作業をいう。</p>																							
<p>(方法)</p> <p><u>第688条</u> 面積計算は、原則として座標法により行うものとする。</p>	<p>(方法)</p> <p><u>第611条</u> 面積計算は、原則として座標法により行うものとする。</p>																							
<p>第9節 用地実測図データファイルの作成</p>	<p>第9節 用地実測図データファイルの作成</p>																							
<p>(要旨)</p> <p><u>第689条</u> 「用地実測図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地実測図データを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p><u>第612条</u> 「用地実測図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地実測図データを作成する作業をいう。</p>																							
<p>(作成)</p> <p><u>第690条</u> 用地実測図データファイルは、境界点の座標値等を用いて作成する。</p> <p>2 用地実測図データは、次の項目を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線 二 面積計算表 三 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名 四 境界辺長 五 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線 六 借地境界 七 用地取得線 八 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名 九 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線 十 用地幅杭点及び用地境界点の位置 十一 現況地目 十二 画地及び残地の面積 十三 その他計画機関に指示された事項 <p>3 用地実測図データの地図情報レベルは、250を標準とする。</p> <p>4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>5 用地実測図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	<p>(作成)</p> <p><u>第613条</u> 用地実測図データファイルは、境界点の座標値等を用いて作成する。</p> <p>2 用地実測図データは、次の項目を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線 二 面積計算表 三 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名 四 境界辺長 五 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線 六 借地境界 七 用地取得線 八 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名 九 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線 十 用地幅杭点及び用地境界点の位置 十一 現況地目 十二 画地及び残地の面積 十三 その他計画機関に指示された事項 <p>3 用地実測図データの地図情報レベルは、250を標準とする。</p> <p>4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>5 用地実測図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>																						
<p>第10節 用地平面図データファイルの作成</p>	<p>第10節 用地平面図データファイルの作成</p>																							

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																																																																																														
<p>(要旨) 第691条 「用地平面図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地平面図データを作成する作業をいう。</p> <p>(作成) 第692条 用地平面図データファイルは、用地実測図データの境界点の座標値等の必要項目を抽出するとともに、現地において建物等の主要地物を測定し作成する。</p> <p>2 用地平面図データは、次の項目を標準とする。</p> <p>一 基準点並びに官民、所有権、借地、地上権等の境界点及び境界線</p> <p>二 各筆の地番、不動産番号、地目、<u>土地所有者氏名及び借地人等氏名</u></p> <p><u>三 建物、工作物等</u></p> <p><u>四 道路名、河川・水路名等</u></p> <p><u>五 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系、測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称</u></p> <p><u>六 行政界、市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称</u></p> <p><u>七 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線</u></p> <p><u>八 現況地目</u></p> <p><u>九</u> その他計画機関に指示された事項</p> <p>3 用地平面図データの地図情報レベルは、250を標準とする。</p> <p>4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>5 用地平面図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>(要旨) 第614条 「用地平面図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地平面図データを作成する作業をいう。</p> <p>(作成) 第615条 用地平面図データファイルは、用地実測図データの境界点の座標値等の必要項目を抽出するとともに、現地において建物等の主要地物を測定し作成する。</p> <p>2 用地平面図データは、次の項目を標準とする。</p> <p>一 基準点並びに官民、所有権、借地、地上権等の境界点及び境界線</p> <p>二 各筆の地番、不動産番号、地目、<u>土地所有者及び借地人等氏名</u></p> <p><u>三 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線</u></p> <p><u>四 行政界、市区町村の名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称</u></p> <p><u>五 現況地目</u></p> <p><u>六 建物等及び工作物</u></p> <p><u>七 道路名及び水路名</u></p> <p><u>八 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系</u></p> <p><u>九 測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称</u></p> <p><u>十</u> その他計画機関に指示された事項</p> <p>3 用地平面図データの地図情報レベルは、250を標準とする。</p> <p>4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>5 用地平面図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。</p> <p>6 精度管理の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	<p></p> <p>表現の適正化 順番の入替</p> <p>表現の適正化</p>																																																																																																																																																														
<p>第11節 品質評価</p>	<p>第11節 品質評価</p>																																																																																																																																																															
<p>(品質評価) 第693条 用地測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>(品質評価) 第616条 用地測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																															
<p>第12節 成果等の整理</p>	<p>第12節 成果等の整理</p>																																																																																																																																																															
<p>(メタデータの作成) 第694条 用地測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>(メタデータの作成) 第617条 用地測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>																																																																																																																																																															
<p>(成果等) 第695条 用地測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="103 1398 1335 1957"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="7">該当する測量の種類</th> </tr> <tr> <th>資料調査</th> <th>境界確認</th> <th>境界測量</th> <th>境界点間測量</th> <th>面積計算</th> <th>用地実測図データファイルの作成</th> <th>用地平面図データファイルの作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公図等転写図</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録等調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利者調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>観測手簿</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量計算簿等</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測量の種類							資料調査	境界確認	境界測量	境界点間測量	面積計算	用地実測図データファイルの作成	用地平面図データファイルの作成	公図等転写図	○							公図等転写連続図	○							土地調査表	○							建物の登記記録等調査表	○							権利者調査表	○							土地境界確認書		○						観測手簿			○	○				測量計算簿等			○					<p>(成果等) 第618条 用地測量の成果等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1445 1398 2677 1957"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果等の整理</th> <th colspan="7">該当する測量の種類</th> </tr> <tr> <th>資料調査</th> <th>境界確認</th> <th>境界測量</th> <th>境界点間測量</th> <th>面積計算</th> <th>用地実測図データファイルの作成</th> <th>用地平面図データファイルの作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公図等転写図</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録等調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利者調査表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>観測手簿</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量計算簿等</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果等の整理	該当する測量の種類							資料調査	境界確認	境界測量	境界点間測量	面積計算	用地実測図データファイルの作成	用地平面図データファイルの作成	公図等転写図	○							公図等転写連続図	○							土地調査表	○							建物の登記記録等調査表	○							権利者調査表	○							土地境界確認書		○						観測手簿			○	○				測量計算簿等			○					
成果等の整理		該当する測量の種類																																																																																																																																																														
	資料調査	境界確認	境界測量	境界点間測量	面積計算	用地実測図データファイルの作成	用地平面図データファイルの作成																																																																																																																																																									
公図等転写図	○																																																																																																																																																															
公図等転写連続図	○																																																																																																																																																															
土地調査表	○																																																																																																																																																															
建物の登記記録等調査表	○																																																																																																																																																															
権利者調査表	○																																																																																																																																																															
土地境界確認書		○																																																																																																																																																														
観測手簿			○	○																																																																																																																																																												
測量計算簿等			○																																																																																																																																																													
成果等の整理	該当する測量の種類																																																																																																																																																															
	資料調査	境界確認	境界測量	境界点間測量	面積計算	用地実測図データファイルの作成	用地平面図データファイルの作成																																																																																																																																																									
公図等転写図	○																																																																																																																																																															
公図等転写連続図	○																																																																																																																																																															
土地調査表	○																																																																																																																																																															
建物の登記記録等調査表	○																																																																																																																																																															
権利者調査表	○																																																																																																																																																															
土地境界確認書		○																																																																																																																																																														
観測手簿			○	○																																																																																																																																																												
測量計算簿等			○																																																																																																																																																													

改正案								現行（令和2年3月31日改正）								コメント
用地実測図データファイル						○		用地実測図データファイル						○		
用地平面図データファイル							○	用地平面図データファイル							○	
面積計算書					○			面積計算書					○			
精度管理表				○		○	○	精度管理表				○		○	○	
品質評価表						○	○	品質評価表						○	○	
メタデータ						○	○	メタデータ						○	○	
2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。								2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。								
第5章 その他の応用測量								第5章 その他の応用測量								
第1節 要旨								第1節 要旨								
<p>(要旨)</p> <p>第696条 「その他の応用測量」とは、第2章から前章までの適用を受けない主題図データファイルを作成する作業をいう。</p> <p>2 「主題図データファイル」とは、地域に分布する自然及び人文現象を、目的に応じた規則により分類処理し、必要に応じて現地調査を行い、その結果をまとめて表示したデータをいう。</p> <p>3 主題図は、土地利用図、地質図、植生分類図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図等をいい、原則として既成の基図データを使用して作成する。</p>								<p>(要旨)</p> <p>第619条 「その他の応用測量」とは、第2章から前章までの適用を受けない主題図データファイルを作成する作業をいう。</p> <p>2 「主題図データファイル」とは、地域に分布する自然及び人文現象を、目的に応じた規則により分類処理し、必要に応じて現地調査を行い、その結果をまとめて表示したデータをいう。</p> <p>3 主題図は、土地利用図、地質図、植生分類図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図等をいい、原則として既成の基図データを使用して作成する。</p>								
第2節 作業計画								第2節 作業計画								
<p>(要旨)</p> <p>第697条 作業計画は、第11条の規定によるほか、主題図の目的に応じて作成する。</p>								<p>(要旨)</p> <p>第620条 作業計画は、第11条の規定によるほか、主題図の目的に応じて作成する。</p>								
第3節 作業方法								第3節 作業方法								
<p>(作業方法)</p> <p>第698条 その他の応用測量の作業方法は、原則として、第3編の規定を準用して行うものとする。</p>								<p>(作業方法)</p> <p>第621条 その他の応用測量の作業方法は、原則として、第3編の規定を準用して行うものとする。</p>								
第4節 作業内容								第4節 作業内容								
<p>(作業内容)</p> <p>第699条 主題図データファイルの作成は、その目的に応じて実施するものとし、次の工程を標準とする。</p> <p>一 基図データ、各種地図データ、空中写真、航空レーザ計測データ、属性情報及びその他必要な資料の収集</p> <p>二 計測基図の作成及び数値データ化</p> <p>三 構造化及び属性データの付与</p> <p>四 主題図データファイル作成</p> <p>2 基図データは、現状を適切に現したものを優先して使用するものとする。</p> <p>3 収集した各種資料の使用にあたっては、精度、作成年等を確認し使用するものとする。</p> <p>4 計測基図は、作成時点で点検を行う。</p>								<p>(作業内容)</p> <p>第622条 主題図データファイルの作成は、その目的に応じて実施するものとし、次の工程を標準とする。</p> <p>一 基図データ、各種地図データ、空中写真、航空レーザ計測データ、属性情報及びその他必要な資料の収集</p> <p>二 計測基図の作成及び数値データ化</p> <p>三 構造化及び属性データの付与</p> <p>四 主題図データファイル作成</p> <p>2 基図データは、現状を適切に現したものを優先して使用するものとする。</p> <p>3 収集した各種資料の使用にあたっては、精度、作成年等を確認し使用するものとする。</p> <p>4 計測基図は、作成時点で点検を行う。</p>								
第5節 品質評価								第5節 品質評価								
<p>(品質評価)</p> <p>第700条 主題図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>								<p>(品質評価)</p> <p>第623条 主題図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>								
第6節 成果等の整理								第6節 成果等の整理								
<p>(メタデータの作成)</p> <p>第701条 主題図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>								<p>(メタデータの作成)</p> <p>第624条 主題図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>								

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>(成果等)</p> <p>第702条 その他の応用測定の成果等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主題図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	<p>(成果等)</p> <p>第625条 その他の応用測定の成果等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主題図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	
<p>附 則</p> <p>この準則は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この準則は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この準則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	